

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」(<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>)に掲示し、平成24年2月27日まで縦覧に供する。

平成24年1月13日

香川県知事 浜田 恵造

1 申請のあつた年月日

平成23年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人香川糖尿病支援まんでがん (Kagawa Diabetes Mellitus Care MANDEGAN)

石田 俊彦

高松市鬼無町藤井435番地1 医療法人財団博仁会キナシ大林病院内

3 定款に記載された目的

この法人は、香川県および香川県医師会、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会、香川県糖尿病対策推進協議会との協力のもと、香川県栄養士会、香川県病院薬剤師会、香川県理学療法士会、香川県歯科医師会、及び地域医療機関等と連携し、糖尿病をはじめとした生活習慣病の治療を推進するとともに、糖尿病患者に関する診療情報及び検診情報の集約、共有化により病態解析を行う。さらに、糖尿病診療の専門医療職の人材育成及び普及啓発を推進することで、医療環境を改善し、県民の健康増進及び地域医療の発展に寄与して、糖尿病患者の発症予防と合併症の進展阻止を目的とする。